

◆◆ 年末調整のご準備はお早めに! ◆◆

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税の納期限は1月12日(火)です。納期限の特例の承認を受けている場合は1月20日(水)です。税理士等への報酬の支払報告と合わせて期限内納付をお願いします。昨年と比べて変わった点は下記のとおりですので、ご注意ください。

●給与所得控除額に関する改正

給与所得控除額が改正されました。令和2年分の年末調整の際には「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

●基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

(1)基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

(2)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

(3)「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

(4)源泉徴収簿の様式変更

●各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

●ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

(1)未婚のひとり親に対する税制上の措置

(2)寡婦(寡夫)控除の見直し

(3)令和2年分の年末調整の際の申告

(4)令和2年分の源泉徴収簿の記載

●年末調整関係手続の電子化



三重県最低賃金の改正について

「三重県最低賃金」は、県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。なお、特定の産業に該当する事業所で働く労働者には、下表の「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。この機会に、事業所における賃金額を確認してみてください。

	件名	効力発生日	最低賃金額
地域別最低賃金	三重県最低賃金	R2.10.1	時間額 874円
特定(産業別)最低賃金	ガラス・同製品製造業	R2.12.21	時間額 901円 (1円↑)
	電線・ケーブル製造業	R2.12.21	時間額 921円 (1円↑)
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	R2.12.21	時間額 906円 (1円↑)
	建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部品・付属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	R2.12.21	時間額 942円 (1円↑)

記帳継続指導個別相談会のお知らせ

開催月日	時間	担当税理士	開催場所	会場所在地	電話番号
1月20日(水)	13:30~16:00	税理士 辻村美樹	阿山支所	伊賀市馬場1128-4	43-0014
		税理士 北本裕	大山田支所	伊賀市平田950-1	47-0321

令和2年分青色申告決算のために

個人事業者の皆様は、通常暦年（12月31日）で事業所得に係る決算を行うこととなります。そこで正しい決算に向けて次のことにご留意ください。

□棚卸表の作成

商品、製品、仕掛品、貯蔵品については、12月31日での棚卸表を作成し保存してください。
預け商品や建設業の方の仕掛工事等にもご注意ください。

□未収入金、未払費用の計上

原則として令和2年に確定した収入や費用を計上することが必要です。
特に収入の計上漏れの無いようご注意ください。

□前受金、前払費用の繰り延べ

特定の支出を除き令和2年分の収入や経費に計上する必要はありません。
但し、令和元（2019）年に収入、経費に算入しなかった額の計上は忘れなく。

□家事消費等

令和2年に家事のために消費した棚卸品・商品等は、売上金額に含める必要があります。
明細等計上根拠を残すようにしてください。また、同様に家事に係る費用は経費になりませんので合理的に計算して経費から除外してください。



伊賀市より償却資産（固定資産税）申告のお願い

償却資産とは、工場や商店の経営者や駐車場・アパートを賃貸している人が事業のために使用する土地・建物以外の有形資産をいいます。事業をしている法人・個人に申告義務があります。

【対象者】伊賀市内で事業を行っているすべての法人・個人

【申告書の入手方法】12月上旬に伊賀市課税課から発送します。届かない場合はご連絡ください。

申告書と申告の手引きは伊賀市ホームページからもダウンロードできます。

URL：<http://www.city.iga.lg.jp/0000004890.html>

【提出方法等】申告書に必要な事項を記入の上、受付窓口を持参または郵送してください。

【提出期限】令和3年2月1日（月）

【新型コロナウイルスに係る固定資産税の軽減措置について】

事業収入に一定の減少があった中小事業者等に対して、令和3年度の事業用家屋及び償却資産の固定資産税が軽減されます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

URL：<http://www.city.iga.lg.jp/0000008171.html>

【問い合わせ・提出先】

〒518-8501伊賀市四十九町3184 伊賀市役所財務部課税課資産税係

☎0595-22-9614 FAX0595-22-9618

次回の 会員一斉訪問実施予定日は 1月15日(金) です

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。15日にお伺いできない場合は19日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所（電話 45-2210）までお願いいたします。



各種情報については伊賀市商工会ホームページに掲載しています。上記のQRコードを読み取ってご覧ください。

《貸付金利の状況》

（令和2年12月1日現在）

日本政策金融公庫	普通貸付基準利率（使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる）	基準金利
	経営改善貸付（無担保・無保証人）	特別金利F
三重県融資制度	小規模事業資金（第三者保証不要・別途保証料）	1.60% または 1.70% →
商工貯蓄共済制度	一般（保証料不要）	1.675% ~ 2.075% →
	保証協会保証付（別途保証料）	1.40% →

※低金利・無利子化など新型コロナウイルス感染症関連の融資制度もあります。本所または支所へお問い合わせください。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 年末・年始業務のお知らせ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

伊賀市商工会の年末・年始の業務は下記の通りですので、よろしくお願い致します。

【年末】12月28日(月) 御用納め

【年始】1月4日(月) 業務開始



会員の皆様、よいお年をお迎えください。

